

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成 2 8 年 (行ヒ) 第 2 3 3 号
決 定 日	平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	戸 倉 三 郎 岡 部 喜 代 子 木 内 道 祥 山 崎 敏 充 林 景 一
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 7 年 (行ケ) 第 3 7 号 (平成 2 8 年 1 月 2 9 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理する。2 申立ての理由中、第 6 を排除する。 <p>第 2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項の事件に当たりますが、申立ての理由中、第 6 は、重要でないと認められる。</p> <p>平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官 千 石 靖 之 (印)</p>	

当事者目録

申立人	サムスン エスディーアイ (マレーシア) ビーイーアールエイチエーディー
同 代表者 取締役	氏 名
同 訴訟代理人 弁護士	内 田 晴 康 ほか
相 手 方	公正取引委員会
同 代表者 委員長	杉 本 和 行
同 指 定 代 理 人	黒 江 那 津 子